

令和7年度鶴岡市農業用水確保緊急支援事業補助金実施要領

1 趣旨

この要領は、令和7年6月からの高温・少雨に対応するための水路等掘削又は揚水機設置工事、資機材借上又は購入、燃料の購入等に対する助成措置の実施に関し、令和7年度鶴岡市農業用水確保緊急支援事業補助金交付要綱（令和7年8月4日鶴岡市告示第409号の3）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 事業実施主体

事業実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業法人
- (3) 3戸以上の農業者の組織する団体（ただし、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めのあるものに限る。）
- (4) 農業者（販売農家）
- (5) 土地改良区

3 事業の種別、実施基準等

実施する事業は、農業用水確保緊急支援事業とし、実施基準は、別表のとおりとする。ただし、対象経費を重複して国、県又は市の補助を受けてはならない。

4 指導

市長は、この事業が的確に実施されるよう、各事業実施主体に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月4日から施行する。

事業実施基準

事業の種類	事業の基準	補助金の算定基準	
農業用水確保緊急支援事業	〈対象経費〉 干害時の農業用水等の確保のための工事、機材の借上げ又は購入、燃料の購入等に要する経費 〈対象要件〉 1 応急対策 （1）6月1日から高温・乾燥により発生した干害に対して実施する水路等の工事、揚水機等の賃借又は購入及び揚水機等の燃料の購入等に要するものであること。 （2）6月1日から9月30日までに実施するものであること。 2 恒久対策 （1）干害時の農業用水等の確保のための施設等が整備されていないことにより、井戸の掘削、灌水施設等の設置工事に要するものであること。 （2）6月1日から9月30日までに工事が完了するものであること。	〈応急対策〉 当該事業に要する経費の2分の1に相当する額以内の額とする。 ただし、機材の購入に要する経費については、購入に要する経費の2分の1に相当する額と、次の表の区分に応じた揚水機等を設置した1か所当たりの限度額の2分の1に相当する額のいずれか低い額以内の額とする。	
		項目	購入に要する経費の限度額
		応急対策	
		大規模対策 （基幹的な取水施設に対する用水確保対策をいう。）	394万円
		中規模対策 （幹線排水路等に設置した仮設揚水機等により幹線水路等に取水し、農地に用水を供給する対策をいう。）	176万円
		小規模対策 （小排水路等に設置した仮設揚水機等により個々のほ	66万円

		<table><tr><td>場に用水を供給する対策をいう。)</td><td></td></tr></table>	場に用水を供給する対策をいう。)	
場に用水を供給する対策をいう。)				
		※この限度額は、税込みの金額である。 〈恒久対策〉 当該事業に要する経費の2分の1に相当する額と、下記の1m当たり限度額に延長を乗じて得た額の2分の1に相当する額のいずれか低い額以内の額とする。 【1m当たり限度額】 井戸灌水設備 12万円/m ※この限度額は、税込みの金額である。 ※50mを限度とする。		